

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.142

No.142 2018.11.8

■外国人労働者受入れ制度の拡充法案

第 197 臨時国会が開会しました。今国会では、「出入国管理及び難民認定法」等の改正案が上程されています。報道によれば、この法案は今月 13 日にも審議入りすることが目論まれています。

政府は、この法改正により、新たな在留資格として「特定技能」を設け、これにより正面から外国人労働者、特に単純（非熟練）労働の受入れをしようとしています。

政府は、従来、単純労働分野における外国人労働者の受入れを正面からは認めない方針を取ってきました。もっとも、技能実習生や留学生が、これらの分野における実質的な労働者として就労してきた実態があります。特に技能実習生については、職場移動の自由が認められていないことや、使用者が労働関係諸法令を遵守しないことから、実習生が労働関係法規を含む人権侵害に曝されてきたことは、報道等でご存知かと思います。近時、技能実習生が福島県内において除染作業に従事させられていたことも報道されました。さらに、技能実習制度では、実習生の送出しの過程において、実習生が多額の借金を迫られていること、また送出しと受入れの過程において民間団体が関与し、この団体が中間搾取をしてきた等の問題が指摘されてきました。

今国会で提案された法改正は、従来の方針を 180 度転換するものです。

■日本労働弁護団の取り組み

日本労働弁護団では、10 月 31 日、技能実習

法の制定 1 年を機に、連合、移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）、ものづくり産業労働組合 JAM などと実行委員会を組織し、「守ろう！外国人労働者のいのちと権利」集会を実施しました。当日、「新たな外国人労働者受入れ制度創設に対する声明」を発表しましたので、ホームページからご覧ください。



■外国人労働者の権利が守られる制度設計を！

現在上程されている法案では、とりあえず外国人労働者を受け入れ、管理することが主眼に置かれています。そこでは、技能実習制度で問題とされたことに対する対策も示されていなければ、外国人労働者の労働条件を適切に確保する制度的措置もなく、さらには、外国人労働者を受け入れた後についての具体的な方針も明示されていません。

「人手不足」ということを理由とした拙速な審理には問題があります。ぜひ、審議を注視しましょう！

【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790